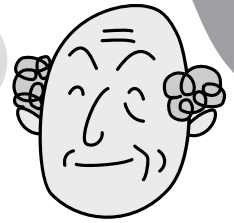


国民健康保険が 変わりました！

後期高齢者とは
75歳以上の全住民が
対象者です



特定世帯とは

同一世帯にいる国保加入者が後期高齢者医療制度に移行することによって、国保に残る加入者が1人になる世帯です。それ以外の世帯は「特定世帯以外」です。



加入者の皆さんに納めていただく保険税と国費などの公費で国民健康保険は運営されています。

平成20年4月からの後期高齢者医療制度への移行に伴い、国民健康保険税の算定に「後期高齢者支援金」が加わり、税率と賦課限度額の見直しが行われました。

国保税・算定方法の変更点

- 19年度 加入者全員〔医療基礎分〕+ 介護納付金分
- 20年度 加入者全員〔医療基礎分+ 後期高齢者支援金分〕+ 介護納付金分
- 【医療基礎分】.....医療費に充てるための保険税
- 【後期高齢者支援金分】...後期高齢者医療制度に必要な費用に充てるための保険税
- 【介護納付金分】...40歳以上65歳未満の人の介護保険料(介護2号被保険者)

国保税率等の内訳

19年度		
区分	医療基礎分	介護納付金分
所得割	8.4%	1.3%
資産割	30.0%	6.1%
均等割	29,500円	5,300円
平等割	24,500円	5,800円
賦課限度額	56万円	9万円

昨年度と比べると税率等の合計に変更はありませんが、賦課限度額については3万円増額となっています。

20年度				
区分	医療基礎分		後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	6.8%		1.6%	1.3%
資産割	22.5%		7.5%	6.1%
均等割	23,600円(被保険者1人につき)		5,900円(被保険者1人につき)	5,300円(被保険者1人につき)
平等割	特定世帯以外	19,000円 (1世帯につき)	特定世帯以外	5,500円 (1世帯につき)
	特定世帯 (上記の1/2)	9,500円 (1世帯につき)	特定世帯 (上記の1/2)	2,750円 (1世帯につき)
賦課限度額	47万円		12万円	9万円

後期高齢者医療制度への移行に伴い 国保の保険税が軽減されます

国保加入世帯の場合

75歳以上の人が後期高齢者医療制度に移行し、75歳未満の人が引き続き国保に加入する場合

所得が低く保険税の軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、5年間今までと同じ軽減を受けることができます。
特定世帯については「医療基礎分」と「後期高齢者支援金分」の平等割が5年間半額となります。

被用者保険(共済や社会保険など)加入

世帯の場合

75歳以上の人が後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者(65歳~74歳)が新たに国保に加入する場合

7月24日(木)までに市役所税務課へ減免申請書を提出すると2年間保険税が減額になります。

《減額の内容》
所得割および資産割については免除
均等割が半額
(一万四千七百五十円減額)
平等割が半額(新たに国保に加入する人で構成される世帯のみ)
(一万二千二百五十円減額)
該当世帯には6月中に通知します

平成20年10月から 国保の保険税が 年金から徴収されます

65歳~74歳までの人だけの世帯で、次のすべての条件に当てはまる人は、原則として保険税を平成20年10月に支給される世帯主の人の年金から自動的に納めていただくようになります。このことを「特別徴収」といいます。

世帯主が国保の被保険者になつていること
世帯内の国保の被保険者全員が65歳以上75歳未満であること
特別徴収の対象となる世帯主の年金額が年額18万円以上であり、国保税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと

年金から徴収が行われない人については、これまで通り通知書と共に送られてくる納付書や口座振替により納めてください。
10月以前の徴収はこれまでと同じ方法です

香南市は、国保税と呼んでいる国保は、高知市では「国保料」と呼ばれています。
「税」と「料」、どちらの徴収方式を選ぶかはそれぞれの自治体で決めることができます。高知県内では人口の多い高知市のみが保険料として徴収されています。

国保から家族の社会保険の扶養者になる人はいませんか？
条件によっては国保から社会保険になることで、世帯での保険税負担が少なくなります。詳しくは事業所または社会保険事務所に問い合わせください。

会社に就職したら届け出をしましょう。
国保に加入していた人が会社などに就職し、社会保険に加入した場合は、必ず市役所に国保脱退の届け出をしてください。

会社を退職したら届け出をしましょう。
社会保険に加入していた人で、会社などを退職し、保険がなくなる場合は、必ず市役所に国保加入の届け出をしてください。届け出が遅れると保険証が無いため、医療費の全額を自己負担することになります。また、加入資格が発生した時点にさかのぼって国保税を納めなければなりません。

国保 プチ情報

20年度の国保税の納税通知書は7月中旬に送付します！

問い合わせ：税務課 ☎ 57・8504